



農薬の保管管理の徹底について

県内で農薬の盗難が連続して発生しています。農薬は鍵のかかる保管庫に適正に保管しましょう！

1 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、**すべての農薬について、安全な場所に施錠して保管する。**



医薬用外毒物

医薬用外劇物



2 農薬散布終了後には、農薬を速やかに保管庫に戻すこと。農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の**空容器等へ移し替えをしない。**



3 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
使用しなくなった農薬は、**廃棄物処理業者へ依頼するなど適正に処理する。**



4 農薬等が盗難にあった時、又は紛失した時は、直ちに**その旨を警察署に届け出ること。**



- 農薬使用の際は、必ずラベル及び登録変更に関するチラシ等の記載内容を確認し、飛散に注意して使用して下さい。
- 営農 News は J A 全農いばらき ホームページ でも ご覧 になれます。